

秋葉区自治協議会提案事業検討委員会について

(1) 区自治協議会提案事業の概要

複雑・多様化する地域課題に対応し、市民力・地域力を活かしたまちづくりを進めるため、既存の特色ある区づくり予算に、区自治協議会の企画提案を、その主体的な取組みのもと事業化する制度である。

○区自治協議会提案事業（以下「提案事業」という。）

- ・件数：制限なし
- ・種別：区内を対象としたソフト事業
- ・期間：原則1年間
- ・自治協議会の関与：事業は、下記の各過程において自治協が主体的に関与して取り組むこととする。

- ①企画（提案書の作成）
- ②実施（多様な実施主体のコーディネート等）
- ③評価（実施事業の点検）
- ④改善（提案の見直し）

※実施段階において実行委員会方式を採用するなど、区民とともに区自治協委員が実施主体の一員となり参画する。

※自治協議会事務局は秋葉区地域総務課ではあるが、提案事業テーマによっては、関係課から部会の協議に参画してもらう。

(2) 検討委員会の構成委員

秋葉区自治協議会の第1部会から第3部会までの各部会と広報部会から、部会長、副部会長の2名、会長、副会長の合計10名で構成する。

検討委員会に委員長を1人置く。

(3) 委員会の役割

- 提案事業の取組み方法を協議し決定する。
- 各部会から提案された諸課題に対する事業における予算配分を協議し決定する。
- 提案事業に関して、協議した上で適宜区自治協議会に提案や報告を行う。
- その他、運営に必要なことは委員会で協議し決定する。